

○厚生労働省令第二十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）
第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二
条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正
する省令を次のように定める。

令和八年三月四日

厚生労働大臣 上野賢一郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定
薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物
及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部
を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〇五十一 (略)</p> <p>五十二 イソプロピル―（―フェニルエチル）―H―イミダゾール―五―カルボキシラート及びその塩類</p> <p>五十三〇百十三 (略)</p> <p>百十四 一―「一―（三―クロロフェニル）シクロヘキシル」ピペリジン及びその塩類</p> <p>百十五〇百三十 (略)</p> <p>百三十一 N・N―ジエチル―七―メチル―四―「四―（トリメチルシリル）ベンゾイル」―四・六・七・八・九―ヘキサヒドロインドロ「四・三―f g」キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>百三十二〇三百十 (略)</p> <p>百三十一 四―メチル―（二―メチルフェニル）―二―（ピロリジン―イール）ペンタン―オン及びその塩類</p> <p>三百十二〇三百六十一 (略)</p>	<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〇五十一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>五十二〇百十二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>百十三〇百二十八 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>百二十九〇三百七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三百八〇三百五十七 (略)</p>

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。